

〈東邦〉特定口座のご案内

「特定口座」は、お客さまが東邦銀行を通じて国内公募株式投資信託の売買等を行った場合、東邦銀行が譲渡損益の計算を行いますので、お客さまの納税の手続きが簡単になります。
この機会にぜひ〈東邦〉の「特定口座」をご利用ください。

1. 特定口座のメリット

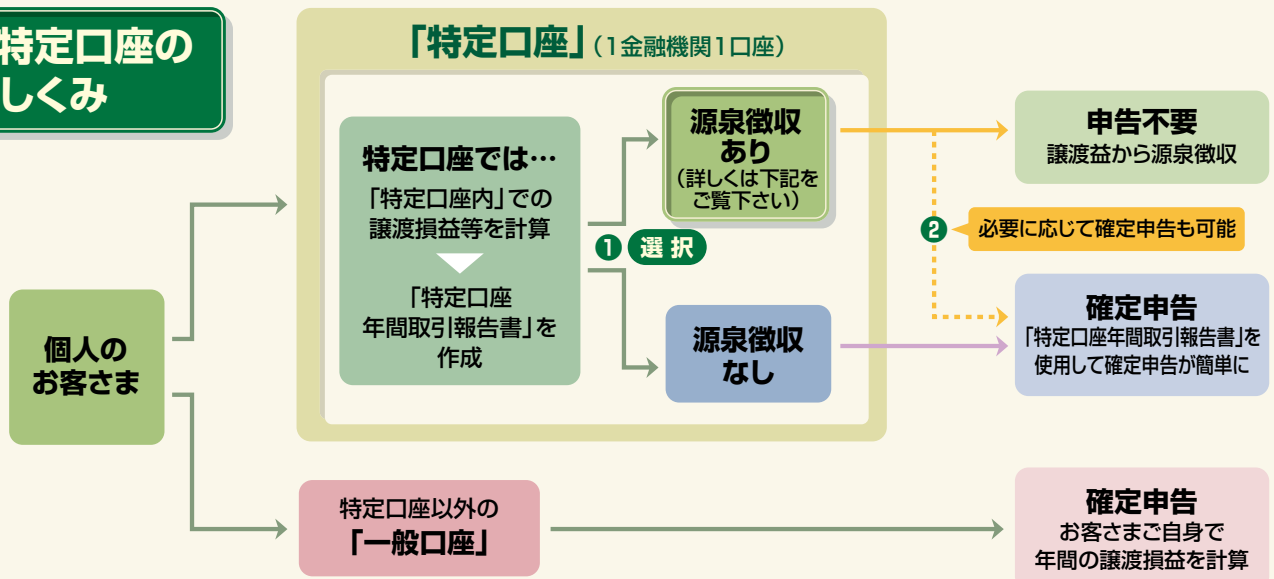
①「べんり」

「源泉徴収あり」を選択すると、解約の都度、東邦銀行で税額の計算と源泉徴収および還付を行いますので、お客さまは確定申告が不要となります。

②「かんたん」

「源泉徴収なし」を選択された場合でも、当行から翌年1月末までにお送りする「年間取引報告書」で1年間のお取引の譲渡所得をご確認いただけますので確定申告が簡単になります。

2. 特定口座のしくみ

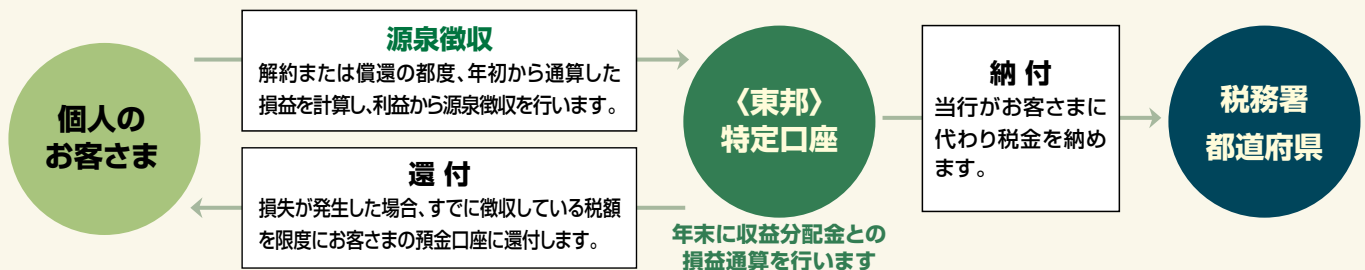


①「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のいずれかを選択してください。

※源泉徴収方法の変更は、その年の最初のご解約または償還時まで可能です。ご解約または償還後はその年の変更はできません。

②「源泉徴収あり」でも、他の金融機関との損益通算や損失の繰越控除等を行う場合など、必要に応じて確定申告を行うことができます。

3. 「源泉徴収あり」のしくみ



ポイント!

- ・「源泉徴収あり」を選択された場合には、確定申告の必要がありません。
- ・年初から通算して利益が発生している場合には当行が税金を徴収し、当行がお客さまに代わり税金を納めます。
- ・損失の場合には徴収した税額を限度にお客さまに還付します。

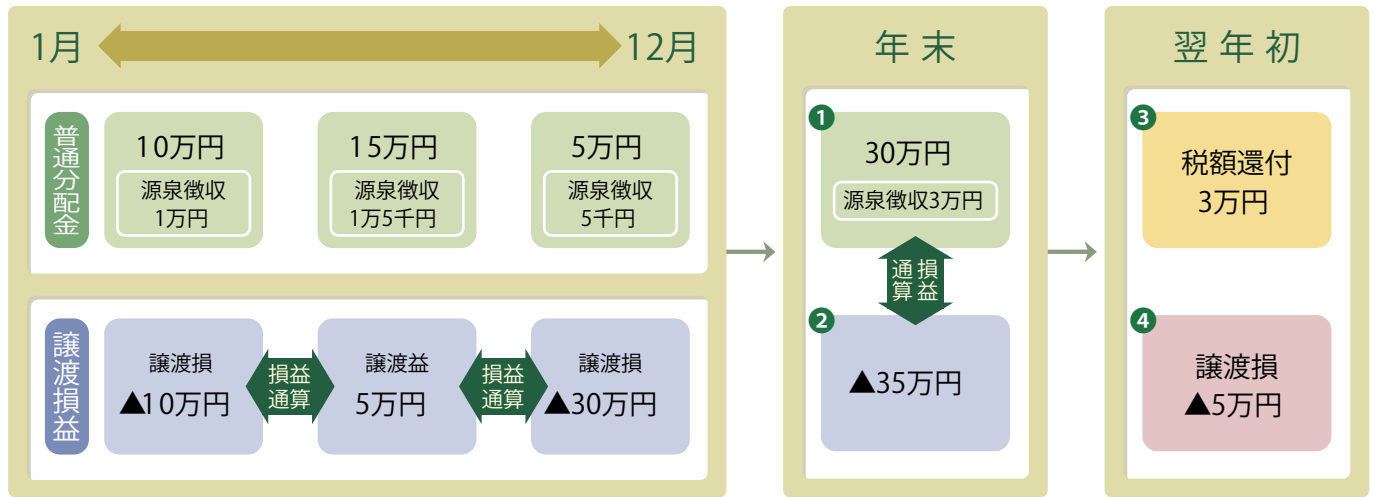


すべてを地域のために

東邦銀行

<http://www.tohobank.co.jp/>

4. 「源泉徴収あり」での損益通算のしくみ



- ① 年間の普通分配金合計は30万円(源泉徴収3万円)
- ② 年間の損益合計は▲(マイナス)35万円
- ③ 課税所得は普通分配金30万円+譲渡損▲35万円=譲渡損 ▲5万円となり、源泉徴収された税額3万円は 翌年初めにお客さまの指定預金口座に還付されます。
- ④ 確定申告を行うことで譲渡損▲5万円は翌年以降3年間の繰越控除が可能です。

〈お申込みに必要な書類等〉

- 当行が定める特定口座開設申込書 等
- 本人確認書類 ◎運転免許証 ◎住民票 ◎各種健康保険証 等
- 投資信託口座のお届出印

〈東邦〉の特定口座をご利用になる際の主な留意点

- 特定口座の開設は、国内にお住まいの個人のお客さまが1金融機関に1口座のみ 開設できます。
- 特定口座での譲渡損益計算や税額計算の基準日は受渡日となります(お申込日ではありません)。対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日となるお取引までとなります。
- 特定口座を開いた前のお取引は、特定口座としての譲渡損益計算や税額計算の対象とはなりません。
- 特定口座開設後の国内公募株式投資信託のご購入につきましては、原則として特定口座でのお預かりとなります。
- 特定口座でお預りする投資信託残高がなくなった日から2年間を経過した日の属する年の年末までに、特定口座でのお取引等がなかった場合は、その翌年の1月1日をもって特定口座が廃止されます(事前に所定の書類をご提出いただいた場合を除きます)。
- 特定口座をご利用いただく際には、必ず特定口座約款をご参照ください。

- ◆ 確定申告により、配偶者控除や扶養控除等に影響がある場合があります。また、国民健康保険の保険料は自治体によって計算方法が異なるため、確定申告によって保険料が変わる場合があります。
- ◆ 特定口座を含む各種税制は、今後も変更されることがありますのでご注意ください。なお、税制上のアドバイスにつきましては、税理士等の専門家にご相談ください。

※このパンフレットは、特定口座制度等の一般的な説明を目的に作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。

ご不明な点がございましたら、店頭または金融商品営業部 (☎024 -541 -2304) までお問い合わせください。

受付時間：銀行窓口営業日の午前9時～午後5時

株式会社東邦銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号
加入協会 日本証券業協会